

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 7 項の規定により、大規模小売店舗を新設する者から届出に係る事項を変更する旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 3 月 31 日

一関地方振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬 95 番地 1 ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の収容台数及び位置
 - ウ 駐輪場の収容台数及び位置
 - エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更の理由 平成 16 年 6 月 30 日付け届出事項に対する一関地方振興局長の意見に対応したため

2 届出年月日 平成 18 年 3 月 22 日

3 縦覧場所 一関地方振興局企画総務部及び一関市役所